

藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正について
藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第4条第1号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、条例において規定を引用していた法律が廃止され、同一の内容が別の法律で改めて定められたことから、規定の整備をする必要による。